

第4章

第4章 高齢者保健福祉計画の施策体系

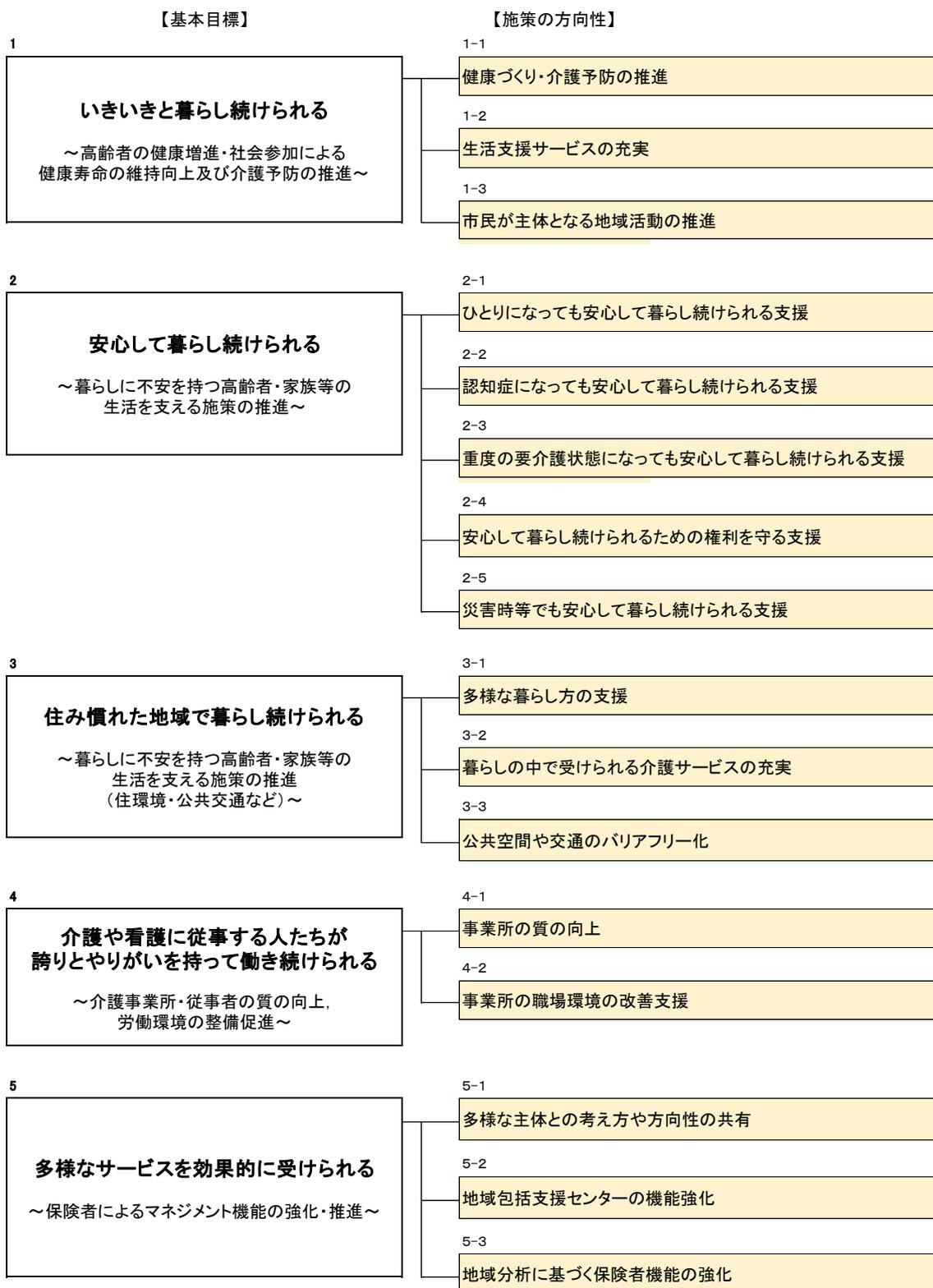
本市では、団塊ジュニア世代*が65歳以上となる令和22年に向けて、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるために、前計画に引き続き、第9期の計画期間である令和6年度から令和8年度の3年間、「ちいきぐるみの支え合いづくり」をめざした地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、地域共生社会の実現に取り組みます。

<施策全体の指標・目標>

指標名	現状(第8期)	目標(第9期)
65歳の平均自立期間	男性 17.68年 女性 21.89年 【令和3年】	男性 18.27年 女性 22.19年 【令和7年】
高齢者の自覚的健康感が「とてもよい」「まあよい」の割合	74.9% 【令和5年度】	78% 【令和8年度】



基本理念 : 『 **ちいきぐるみの支え合いづくり** 』

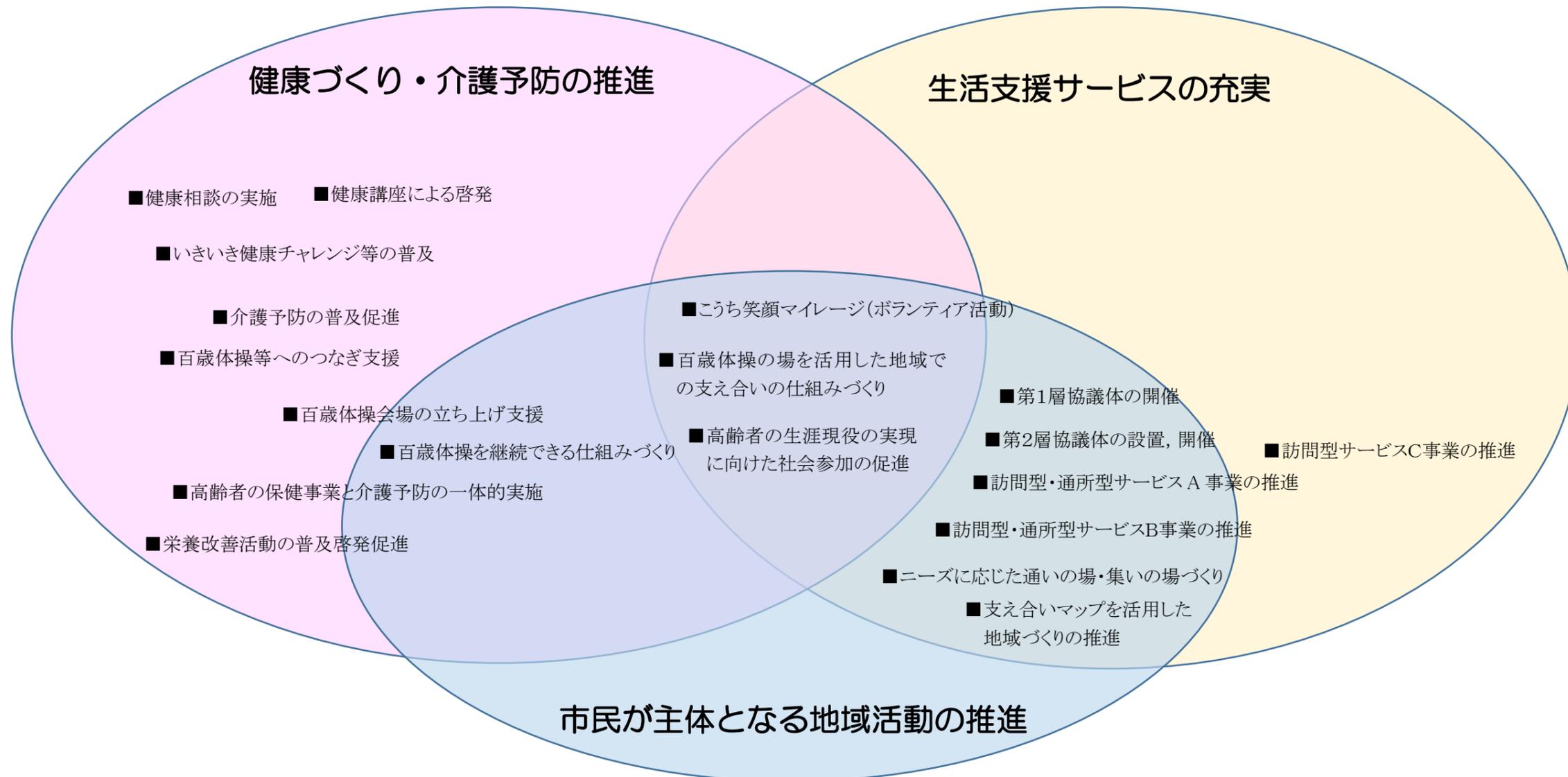


第1節 いきいきと暮らし続けられる

高齢者の健康増進・社会参加による健康寿命の維持向上及び介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、高齢者自身が健康であることが重要です。

そのため、自分でできる健康づくりや地域で仲間と共に取り組む活動を推進していきます。また、特技や趣味、職歴等を活かして、高齢者自身が社会を支える側としても活躍できる地域づくりを推進していきます。



1-1 健康づくり・介護予防の推進

高知市発祥の百歳体操は、地域に根差した住民主体の介護予防活動であり、住民同士の緩やかな見守りと集いの場にもなっています。より多くの高齢者が参加しやすい魅力的な環境となるように、体操会場を増やし、百歳体操を指導するインストラクターの育成や体操会場を運営するサポーター養成等の活動支援に取り組みます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための自粛期間が長期化したこと等から、参加者の意欲低下や参加者数減少により廃止となる体操会場が増加傾向にあります。既存の百歳体操の活動継続や活性化に向けた支援をNPO法人やリハビリ専門職*等と連携して行います。

フレイル*状態にある高齢者の多くは、高血圧症等の生活習慣病や低栄養、口腔機能低下等のリスクを複合的に持っており、壮年期における継続した生活習慣病予防の取組を進めるとともに高齢者特有の健康課題に対応した啓発が必要です。令和2年度に高齢者の医療の確保に関する法律等が改正され、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施できるようになりました。本市でも、生活習慣病の重症化リスクの高い高齢者や健康状態の把握ができていない人に対して医療専門職の家庭訪問による受診勧奨・健康指導等に取り組んでいきます。

また、百歳体操の活動支援に併せて、高齢者のフレイル予防として、特に栄養改善活動のための健康講座等の取組を一体的に行うことで、より効果的な健康づくりや介護予防の推進に取り組みます。

<事業等内容>

●住民主体の介護予防活動の推進		[基幹型地域包括支援センター]
【継続】百歳体操会場の立ち上げ支援	高齢者を中心に地域の誰もが身近な場所で介護予防活動に取り組むことができるように、百歳体操の新規会場の開設に係る費用の支援や体操に必要な機器を貸与するとともに、本市職員とインストラクターによる体操会場の立ち上げ支援を行います。	
【拡充】百歳体操を継続できる仕組みづくり	百歳体操の指導や身体機能評価等を行うリハビリ専門職等のインストラクターを養成して各会場に派遣し、体操会場において正しく百歳体操が継続できるよう定期的に支援します。ボランティアとして体操会場の運営をサポートする「いきいき百歳サポーター」の人材発掘と育成を行うとともに、活動につながっていないサポーター等へのフォローアップと活動へのマッチングを行います。体操会場間でのお世話役やサポーター同士の情報交換や連携ができるよう、NPO法人等と連携して小規模な交流会の開催等を実施します。	
【継続】百歳体操等へのつなぎ支援	リハビリ専門職等と連携し、在宅生活継続に必要な動作獲得に向けた支援を短期集中的に行う訪問型サービスC事業を積極的に活用し、再び自立した日常生活が送れるよう、百歳体操等の個々のニーズに応じた社会資源への参加につなげます。	



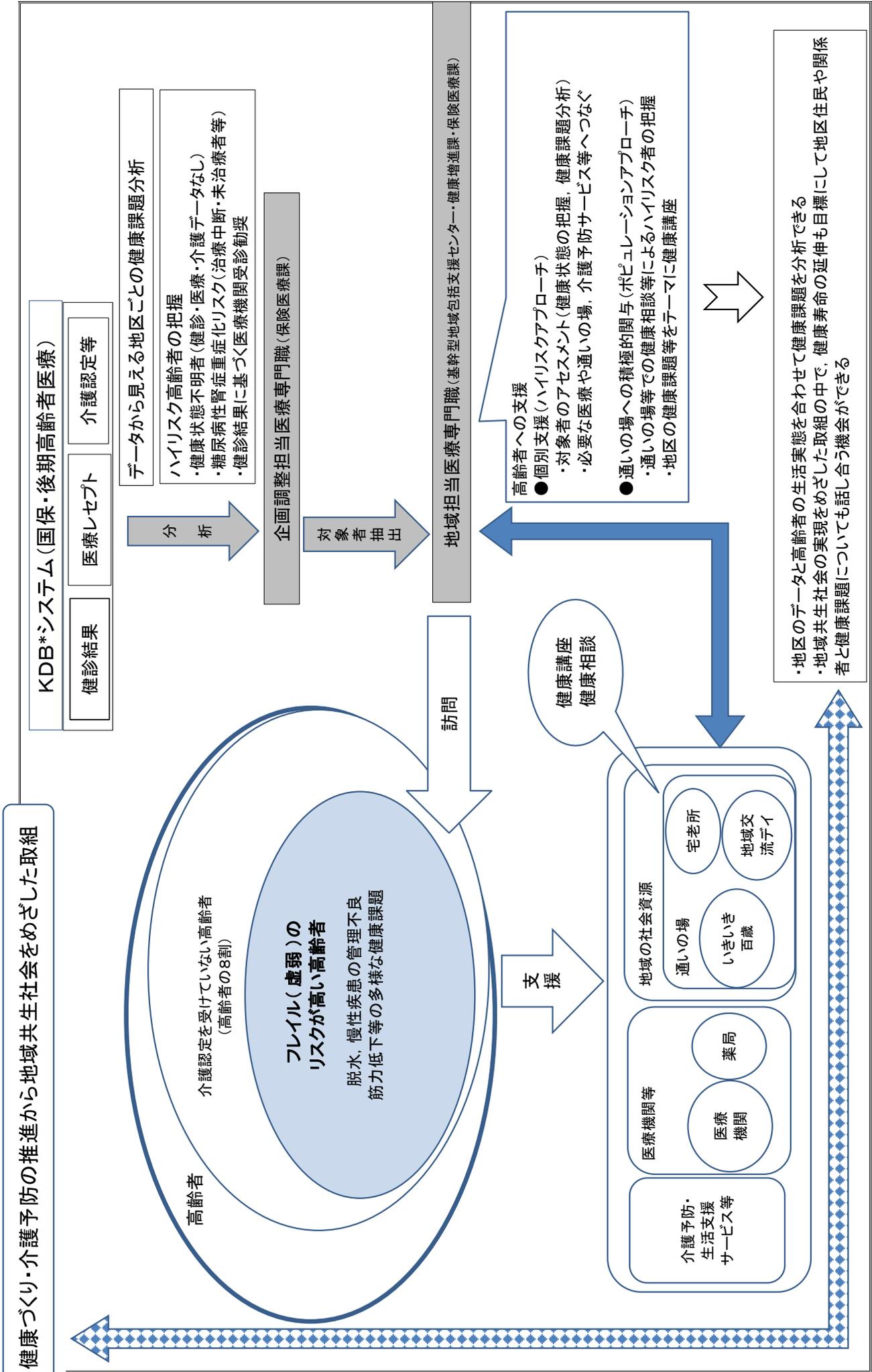
【継続】介護予防の普及促進	<p>健康講座やイベント等のあらゆる機会に、運動・口腔・栄養・社会参加による介護予防の効果についての普及啓発や百歳体操について広く情報発信し、住民主体の百歳体操の拡大につなげます。</p> <p>また、幅広い年代の方に介護予防活動である百歳体操に関心をもってもらい、体操への参加意欲を高めるためにSNSを活用した情報発信や「こうち笑顔マイレージ*」のポイント制度の普及に取り組みます。</p>
【継続】栄養改善活動の普及啓発促進	<p>住民の集いの場に保健師・栄養士等の医療専門職が出向き、10食品群チェックシートを活用した栄養改善活動を推進し、高齢者が地域で元気に暮らし続けることができるよう支援します。</p> <p>各種団体からの依頼により栄養士等の医療専門職による健康講座を開催し、栄養改善活動に関する普及啓発を行います。また、医療機関への受診に合わせて栄養改善活動の啓発ができるよう、医療機関等との連携を進めます。</p>
●一人ひとりの健康行動の推進	
【継続】健康講座による啓発〔健康増進課・基幹型地域包括支援センター〕	<p>壮年期における生活習慣病予防の取組を進めるとともに高齢者特有の健康課題に対応した啓発を実施していきます。正しい健康情報を選択し、行動できるよう、ナッジ理論*を活用した効果的な情報提供や、地域や関係機関と連携した取組を進めます。</p> <p>高齢者が健康で自立した在宅生活を継続するためには、介護予防・重度化予防に取り組むことの重要性について、理解を促すとともにセルフケアマネジメントができるよう健康講座を通じて健康づくり・介護予防について啓発します。</p>
【継続】いきいき健康チャレンジ等の普及〔健康増進課〕	<p>健康づくりや生活習慣の見直しのきっかけとして、高齢者も取り組みやすい「いきいき健康チャレンジ」等の普及に努めていきます。さらに個人の取組だけでなく、家族・仲間・地域で取り組んでいけるよう働きかけていきます。</p>
【継続】健康相談の実施〔健康増進課〕	<p>自分で健康管理を行うことができるよう、心身の健康に関する相談に応じ、必要な指導及び助言をしていきます。さらに、気軽に相談できる窓口の一つとして「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局」を持つことについても、あらゆる機会を活用して周知していきます。</p>
【継続】高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施〔保険医療課・基幹型地域包括支援センター・健康増進課〕	<p>健診、医療、介護データ等から、地域の健康課題を分析するとともに、生活習慣病の重症化リスクの高い高齢者や健康状態の把握ができていない人（1年以上健診、医療、介護認定を受けていない者）に対し、保健師等の医療専門職が、健診受診を勧めるとともに、必要な医療や介護予防サービス等につなぐ個別支援（ハイリスクアプローチ）と併せて、通いの場等での健康講座等（ポピュレーションアプローチ）に取り組んでいきます。</p>

<指標・目標>

指標名	現状(第8期)	目標(第9期)
いきいき百歳体操参加者数	6,140人/年 【令和5年7月調査】	9,000人/年 【令和8年7月調査予定】
いきいき百歳サポーター新規育成数	92人 【3年間】	180人/3年間 【令和8年度末】
健康講座の開催数 (健康づくり・介護予防・自立支援・高齢期に多い疾患(がん等)の啓発)	131回/3年間 【令和5年9月末】	140回/3年間 【令和8年度末】

<事業等スケジュール>

事業内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
百歳体操会場の立ち上げ支援	継続		
百歳体操を継続できる仕組みづくり	拡充		
百歳体操等へのつなぎ支援	継続		
介護予防の普及促進	継続		
栄養改善活動の普及啓発促進	継続		
健康講座による啓発	継続		
いきいき健康チャレンジ等の普及	継続		
健康相談の実施	継続		
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	実施		



1-2 生活支援サービスの充実

各地域包括支援センターにて医師や介護保険事業所、ケアマネジャー、高知市社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア、民生委員など多職種多機関による自立支援型地域ケア会議を定期的で開催します。そこで高齢者の望む自立した在宅生活とそれを阻害している要因の実態把握に努めるとともに、個別課題から把握された地域課題について、生活支援コーディネーター*を中心に多様な主体が参画し、情報共有・ネットワーク構築・連携強化をめざす場である協議体で課題解決に向けて検討します。また、検討結果を基に介護予防・日常生活支援総合事業のサービス等を活用し、NPOや民間企業、ボランティア等の様々な地域資源を活用して効果的かつ効率的で多様なサービスを生み出し、介護予防や生活支援の充実を図ります。

また、在宅生活が困難になった方の再自立を目的に、短期集中的にリハビリ専門職等が伴走支援することで、セルフケアマネジメント力を取り戻し、地域での自立した生活の継続を支援します。

<事業等内容>

※全事業〔基幹型地域包括支援センター〕

●関係機関等と連携したネットワークの構築	
【拡充】第1層協議体*の開催	今後、高齢化の進展に伴い、市全域で検討していかなくてはならない認知症支援や移動支援など課題別に関係機関と連携し具体的な課題解決策を検討する第1層協議体を開催します。また、第2層協議体での協議内容等により、市全域での検討が必要な課題について適宜協議を行い、政策形成に向けて検討します。
【拡充】第2層協議体*の設置、開催	地域包括支援センター担当圏域を対象範囲として、生活支援コーディネーターを中心に地域でのネットワークの構築を図るため、第2層協議体の設置をめざします。また、第2層協議体では、各地域包括支援センターが開催する地域ケア会議で把握した地域課題について関係機関等と協議します。 協議結果を基に、多様な人材を活用したサービスの創出や集いの場である百歳体操への参加につなげるなど、地域の実情に即した、住民主体の互助活動の促進を図ります。
【継続】訪問型・通所型サービスA*事業の推進	要介護認定は受けておらず身体介護までは必要としない方の自立した生活を支援するため、事業所の人員基準等を緩和したサービスA事業を推進します。また、地域の多様なニーズに即したサービスを検討するとともに、様々な企業等に参画を働きかけます。
【継続】訪問型・通所型サービスB事業の推進	住民主体による日常生活の簡単な支援を行う訪問型サービスB事業や、介護予防を目的とした交流や食事提供等を行う通所型サービスB事業について、多くの地域で事業展開ができるよう支援を行います。 また、事業内容について、地域の実情やニーズにあった活動になるよう、生活支援コーディネーターを中心に活動団体へのアドバイスと伴走支援を行います。

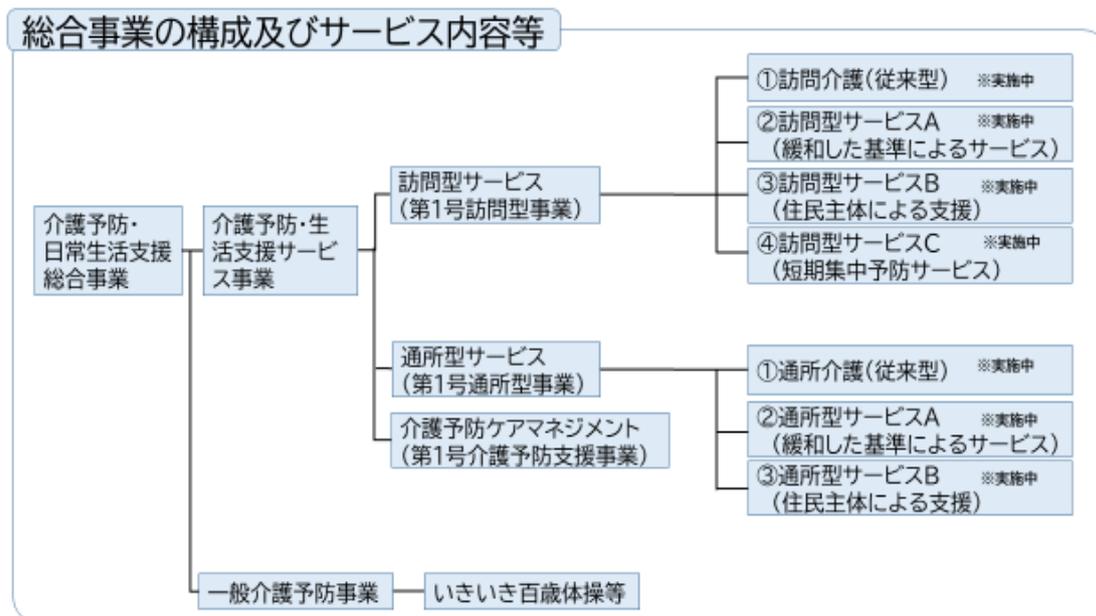


<p>【継続】訪問型サービスC事業の推進</p>	<p>退院直後で心身状態が変化しやすい方を対象に、リハビリ専門職等が家庭訪問し、自宅等での生活継続に必要な福祉機器の導入や住宅改修、動作獲得に向けた支援を短期集中的に（原則3か月）行います。</p> <p>訪問型サービスC事業の支援状況等により、通所型サービスの必要性が見込める場合には、通所型サービスC事業における短期集中的支援の実施について検討します。</p>
--------------------------	--

<指標・目標>

指標名	現状（第8期）	目標（第9期）
第2層協議体開催数	155回 【令和5年9月末時点】	252回 【令和8年度末】
こうち笑顔マイレージ（ボランティア活動）登録者数	470人 【令和5年9月末時点】	600人 【令和8年度末】
訪問型・通所型サービスA事業所数	3事業所 【令和5年9月末時点】	5事業所 【令和8年度末】
訪問型・通所型サービスB事業所数	4事業所 【令和5年9月末時点】	10事業所 【令和8年度末】
訪問型サービスC事業所数	11事業所 【令和5年9月末時点】	15事業所 【令和8年度末】

●総合事業の概要



<事業等スケジュール>

事業内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1層協議体の開催	開催		
第2層協議体の設置, 開催	開催		
訪問型・通所型サービスA事業の推進	継続・必要に応じ見直し		
訪問型・通所型サービスB事業の推進	継続・必要に応じ見直し		
訪問型サービスC事業の推進	継続・必要に応じ見直し		



1-3 市民が主体となる地域活動の推進

独居高齢者が増加する等高齢者のライフスタイルが変化中、高齢者の生涯現役社会の実現に向けて社会参加を促進することが、高齢者の介護予防・自立支援において重要となります。

住民主体の介護予防活動である百歳体操や栄養改善活動に関する取組を広げるとともに、参加者同士の見守りや茶話会等を通じて日常的な支え合い活動に取り組めるよう支援していきます。

また、高齢者自身が担い手となる取組やボランティア活動等により社会参加できる仕組みを広げます。

<事業等内容>

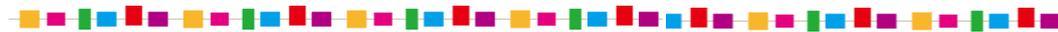
●住民主体の支え合い活動の推進	
【継続】百歳体操の場を活用した地域での支え合いの仕組みづくり〔基幹型地域包括支援センター〕	<p>地域での支え合いの事例等について、広報誌や交流会等により広く情報発信し、地域での支え合いの仕組みづくりにつなげます。</p> <p>取組を進めたいと考えているお世話役やいきいき百歳サポーターに対し、NPO法人等との連携により、先進事例の紹介やアドバイスをを行い、各会場の状況に応じた活動を支援します。</p>
【継続】支え合いマップ*を活用した地域づくりの推進〔基幹型地域包括支援センター〕	<p>住民同士で、地域の状況や活動団体の有無、支援が必要と考えられる方等の地域課題を把握し、課題解決に向けた取組を住宅地図に落とし込み可視化する「支え合いマップ」の手法等を活用して、支え合いの地域づくりを推進します。</p>
【継続】ニーズに応じた通いの場・集いの場づくり〔高齢者支援課・基幹型地域包括支援センター〕	<p>高齢者の社会参加の場として体操会場や、通いの場・集いの場での活動状況を把握し、高齢者のニーズに合った魅力的な場となるよう、事業内容を検討します。</p>
●高齢者の社会参加の促進	
【継続】高齢者の生涯現役の実現に向けた社会参加の促進〔高齢者支援課・基幹型地域包括支援センター〕	<p>地域での様々な活動において、高齢者が活躍できるような仕組みづくりと支援体制構築をめざします。就労意欲のある高齢者については、シルバー人材センターや地域での就労等本人の望む社会参加活動につながるよう支援します。</p>
【拡充】こうち笑顔マイレージ（ボランティア活動）〔基幹型地域包括支援センター〕	<p>本市が指定している受入事業所での多様なボランティア活動に対し、こうち笑顔マイレージポイントを付与することでボランティア活動への参加意欲を促し、高齢者等の社会参加と住民主体の互助活動を促進します。</p> <p>また、より利用者を増やし社会参加を促進するために、高知県や市内民間企業等と連携して、ポイント付与の対象や還元方法等について検討します。</p>

<指標・目標>

指標名	現状(第8期)	目標(第9期)
地域でのボランティア参加割合(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より)	10.9% 【令和5年度】	15% 【令和8年度】

<事業等スケジュール>

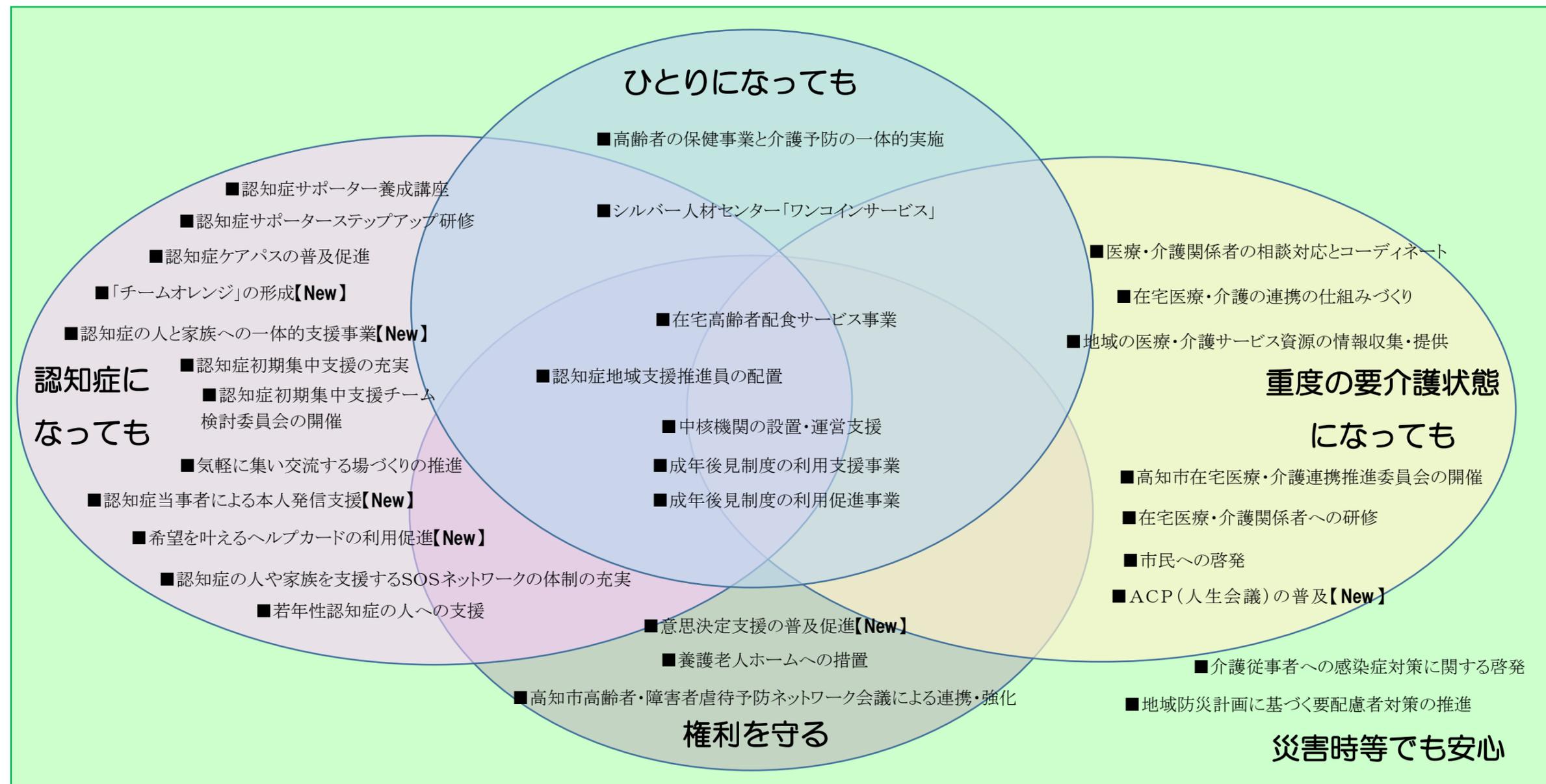
事業内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
百歳体操の場を活用した地域での支え合いの仕組みづくり	交流会等開催		
支え合いマップを活用した地域づくりの推進	実施		
ニーズに応じた通いの場・集いの場づくり	継続		
高齢者の生涯現役の実現に向けた社会参加の促進	関係機関と協議		
こうち笑顔マイレージ(ボランティア活動)	実施		



第2節 安心して暮らし続けられる

暮らしに不安を持つ高齢者・家族等の生活を支える施策の推進

高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者や認知症になる人の増加が予想されています。一人ひとりが人生の最期まで、本人の望む自分らしい暮らしを安心して続けられるよう、どのような状態になっても、日頃から支え合うことができ、権利を守ることでできる仕組みが必要です。日常生活の中で支え合うことのできる仕組みは、災害時にも役立ちます。



2-1 ひとりになっても安心して暮らし続けられる支援

本市の独居高齢者は増加しており、親族や知人等がおらず、自宅等での自立した生活を続けることが困難となる方もいます。

多様な課題を抱える高齢者を把握し、高齢者の疾病予防や重症化予防と生活機能の改善を図るため、医療専門職が中心となり、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。

また、集いの場での栄養改善活動等を継続するとともに、健康状態の把握ができていない人や健康課題のある高齢者に対して訪問等による生活習慣病予防や重症化予防等の個別支援と、健康診断の受診勧奨や地域での活動への参加を促します。

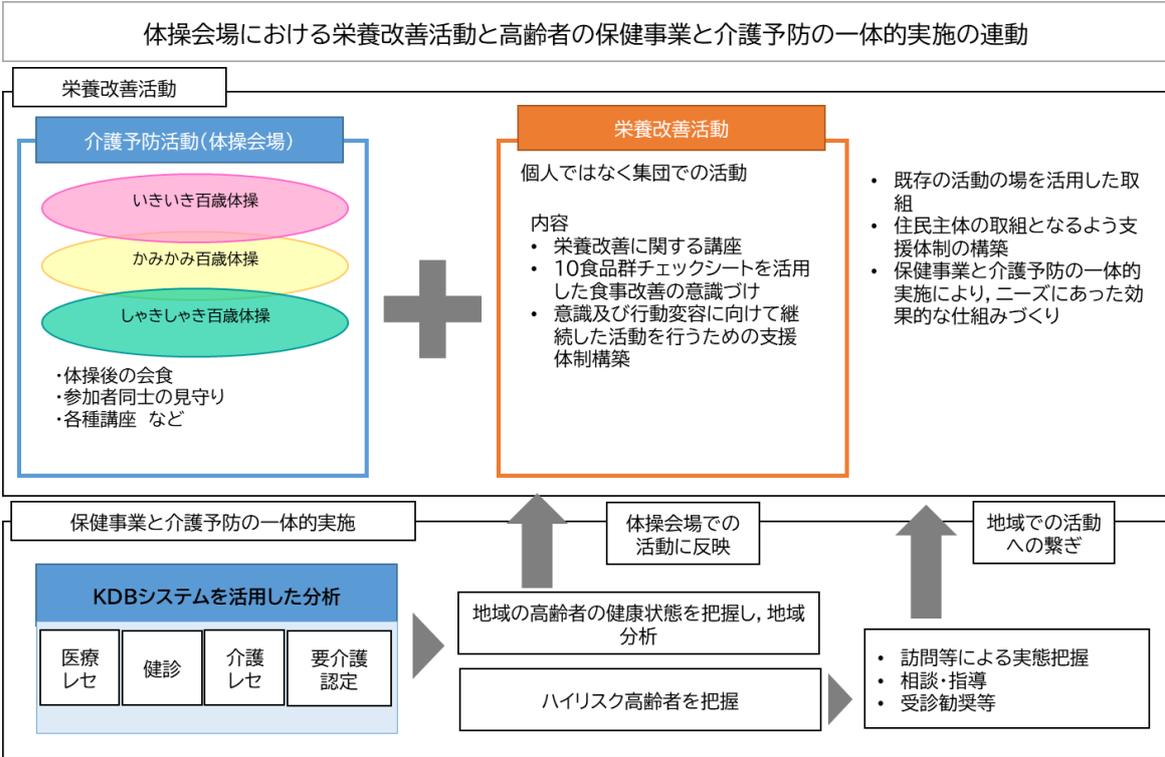
日常生活において買い物や調理等を行うことが困難な方への配食サービスによる食生活の支援や、日常生活の簡単な作業をワンコイン(500円)で受けられるサービスも継続して実施し、ひとりになっても安心して自立した生活が継続できるよう取り組みます。

<事業等内容>

●食生活の支援	
【継続】高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施〔基幹型地域包括支援センター〕	国民健康保険や後期高齢者などのデータから地域の健康課題を分析し、生活習慣病の重症化リスクの高い高齢者や健康状態の把握ができていない人に対して、保健師等の医療専門職が個別訪問し、健康診断の受診を進めるとともに、必要な医療や介護予防サービス等につなぐ個別支援を行います。 また、百歳体操等への参加や、栄養改善活動等の介護予防活動への参加を促し、「自立した生活を送るための元気な体づくり」を支援します。
【継続】在宅高齢者配食サービス〔高齢者支援課〕	在宅の要介護高齢者に対し、自宅に訪問して定期的に食事を提供するとともに、安否確認や健康状態に異状があった場合には関係機関への連絡等を行います。
●一人暮らしの支援	
【継続】シルバー人材センター「ワンコインサービス」	〔高齢者支援課〕 高齢者が、手助けを必要とする高齢者の身の回りのちょっとした困りごとを、30分以内の仕事1件につきワンコイン(500円)で行うサービス事業に対し、財政支援を継続します。



●体操会場における低栄養予防活動と高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施



<指標・目標>

指標名	現状(第8期)	目標(第9期)
健康状態不明者把握率	67.3% 【令和4年度末】	70%以上 【各年度】
健康状態不明者のうち把握した者で健診を受診した割合	4.5% 【令和4年度末】	30% 【各年度】
配食サービス実利用者数(各年度3月時点)	306人 【令和4年度】	330人 【各年度】
ワンコインサービスの延利用者数	1,738人 【令和4年度】	2,000人 【各年度】

<事業等スケジュール>

事業内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健事業と介護予防事業の一体的な実施	実施		
在宅高齢者配食サービス	継続		
シルバー人材センター「ワンコインサービス」	継続		

2-2 認知症になっても安心して暮らし続けられる支援

厚生労働省による調査では、今後、認知症高齢者数は増加を続け、令和7年度には65歳以上の人口のうち5人に1人が認知症になるとの推計があります。

令和元年度に取りまとめられた国の認知症施策推進大綱では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができる社会をめざすこととしており、令和6年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。

本市においては、国の動向を踏まえつつ、認知症当事者や家族の視点を重視した取組を進めます。

65歳未満で発症する若年性認知症*の人は、認知症高齢者に比べ人数は少ないですが、病気の特性と社会的な背景から孤立しやすいこと、現役世代が多く、仕事との両立が課題になることなど社会的、経済的な面からの特徴を踏まえて、適切な支援について関係機関と連携した活動に取り組みます。

また、認知症になっても周りの理解や協力が得られるようにするため認知症当事者による本人発信支援や認知症サポーター養成講座の開催、専門医等と連携した活動に取り組みます。

認知症になっても切れ目なく適切な支援につながるよう認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の人の早期診断・早期対応に取り組みます。

認知症になっても安心して住み慣れた地域で生活をしていくことができる支援体制の構築に向け、認知症の人自身が地域を支える一員として活躍する場をつくるとともに、認知症の人やその家族を見守り支える方をつなぐチームオレンジ*の形成に向けて取り組む等、みんなで見守り支援するネットワークの拡充を図ります。

<事業等内容>

●認知症に対する理解促進		[基幹型地域包括支援センター]
【継続】認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい理解と知識を持った方を増やすため、地域や企業、学校など幅広い年代に対して、認知症サポーター養成講座を開催します。 また、養成講座の企画・立案から講師役を担う「キャラバンメイト*」について、より多くの方が活躍できるよう活動を支援します。	
【継続】認知症サポーターステップアップ研修	認知症サポーターのうち地域活動に関心がある方に対して、地域での支援や活動につなげるためのステップアップ研修を開催します。 また、研修修了者に対して、認知症の人やその家族を地域で支える「チームオレンジ」活動への参加を促し、地域の中で支え見守る体制の構築につなげます。	
【拡充】認知症ケアパス*の普及促進	認知症の状態によって必要な相談先やサービスを整理した認知症ケアパスについて、より使いやすいものになるよう見直し、普及促進します。	



	<p>また、認知症の相談があった際には、適切なサービスの利用につながるよう認知症ケアパスを活用してアドバイスを行います。</p>
【新規】認知症当事者による本人発信支援	<p>認知症の人の視点に立った情報発信をすることで、認知症になっても希望をもって暮らし続けられる地域づくりをめざします。</p> <p>また、本人発信支援や本人ミーティングに取り組むとともに、認知症の人自らが、同じ思いや不安を抱える方の暮らしを支えるピアサポーター活動などを支援します。</p>
<p>● 認知症の人と家族の支援 〔基幹型地域包括支援センター〕</p>	
【継続】認知症地域支援推進員*の配置	<p>各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族が相談しやすい体制をつくり、認知症の人の状況に応じた支援や認知症の人をできるだけ早期に把握できるよう、相談窓口の周知に取り組みます。</p> <p>また、地域の認知症サポーター養成講座の企画、認知症カフェの開催支援、見守りネットワークの構築に取り組むとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりに努めます。</p>
【継続】認知症初期集中支援の充実	<p>認知症の人が早期に診断を受け、適切な支援を切れ目なく受けることができるようにするため、認知症専門医と地域包括支援センターの職員等により構成する認知症初期集中支援チームの体制（市内14チーム）を継続し、相談の受付や訪問から初期支援までの包括的・集中的なサポートを行います。また、診断後早期の支援につながるよう医師会や医療機関等と連携して相談窓口の周知にも取り組みます。</p>
【継続】認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催	<p>認知症初期集中支援の支援方針を協議するため、認知症初期集中支援に関わる認知症専門医や地域包括支援センター職員、関係団体が参加する認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催し、支援内容の充実や適切な支援体制の構築をめざします。</p>
【新規】認知症の人と家族への一体的支援事業	<p>認知症の人と家族を一つの単位として一体的に支援することで、家族関係の再構築につながるため、他の家族との出会いから関係性の在り方の気づきを得ることができる認知症の人と家族への一体的支援プログラム（ミーティングセンター）*の立ち上げ、運営支援に取り組みます。</p>
<p>● 認知症の人を支えるネットワークの拡充 〔基幹型地域包括支援センター〕</p>	
【継続】気軽に集い交流する場づくりの推進	<p>認知症の人やその家族、地域住民等が気軽に集い、交流を通じて社会とつながりを持ち、認知症について理解を深め、分かり合うことができる「認知症カフェ」の開設や運営を支援します。</p> <p>運営支援として、認知症カフェの開設に必要な費用の支援や、運営者向けの講習会等によりその意義や役割について普及啓発するとともに、認知症地域支援推進員や認知症サポーターによる運営支援を行います。</p>

【新規】「チームオレンジ」の形成	地域住民や認知症サポーター、ステップアップ研修受講者、各種団体、企業など、地域の様々な方と連携し、認知症の人やその家族を見守り支える方をつなぐ「チームオレンジ」の形成をめざして取り組みます。
【拡充】認知症の人や家族を支援するSOSネットワークの体制の充実	認知症の人が住み慣れた地域で当たり前の日常生活を継続できるようにするため、地域住民や関係機関での見守りや、行方不明となった場合の支援体制等について検討します。 支援体制の検討については、認知症当事者とその家族、認知症専門医、警察や消防等の関係機関と連携し、他市の活動事例も研究し、本市の見守りネットワークの体制構築に向けて協議します。
【新規】希望をかなえるヘルプカード*の利用促進	認知症の人が周囲の理解を得られ支援を受けやすくするために、認知症の人が使いやすくなるよう当事者の意見を踏まえながら認知症ヘルプカードの利用を促進します。また、量販店や銀行など、多くの方が利用する地域の企業や団体等の協力を得て取り組むことで、認知症の人を地域で見守るネットワークの拡充につなげます。
●(継続)若年性認知症の人への支援 〔健康増進課〕	
県が配置する「若年性認知症支援コーディネーター*」等と連携し、若年性認知症の人のニーズに合った支援を早期から行います。	

<指標・目標>

指標名	現状(第8期)	目標(第9期)
認知症サポーター養成講座受講者数	2,383人 【令和5年9月末時点】	7,500人 【3年間】
認知症サポーターステップアップ研修受講者のうち、高知市社会福祉協議会へボランティア登録した総人数	0人/3年間 【令和5年9月末時点】	90人 【3年間】
認知症初期集中支援チーム員対応者のうち、在宅継続者の割合	87.3%(各年度) 【令和5年3月末時点】	90%(各年度)
認知症カフェ開催か所数	31か所 【令和5年9月末時点】	40か所 【令和8年度末】
ミーティングセンター開催か所数	—	4か所 【令和8年度末】
希望をかなえるヘルプカードの配布数	—	210枚 【令和8年度末】
地域での認知症高齢者支援SOSネットワークの構築	—	ネットワーク構築 【令和8年度末】

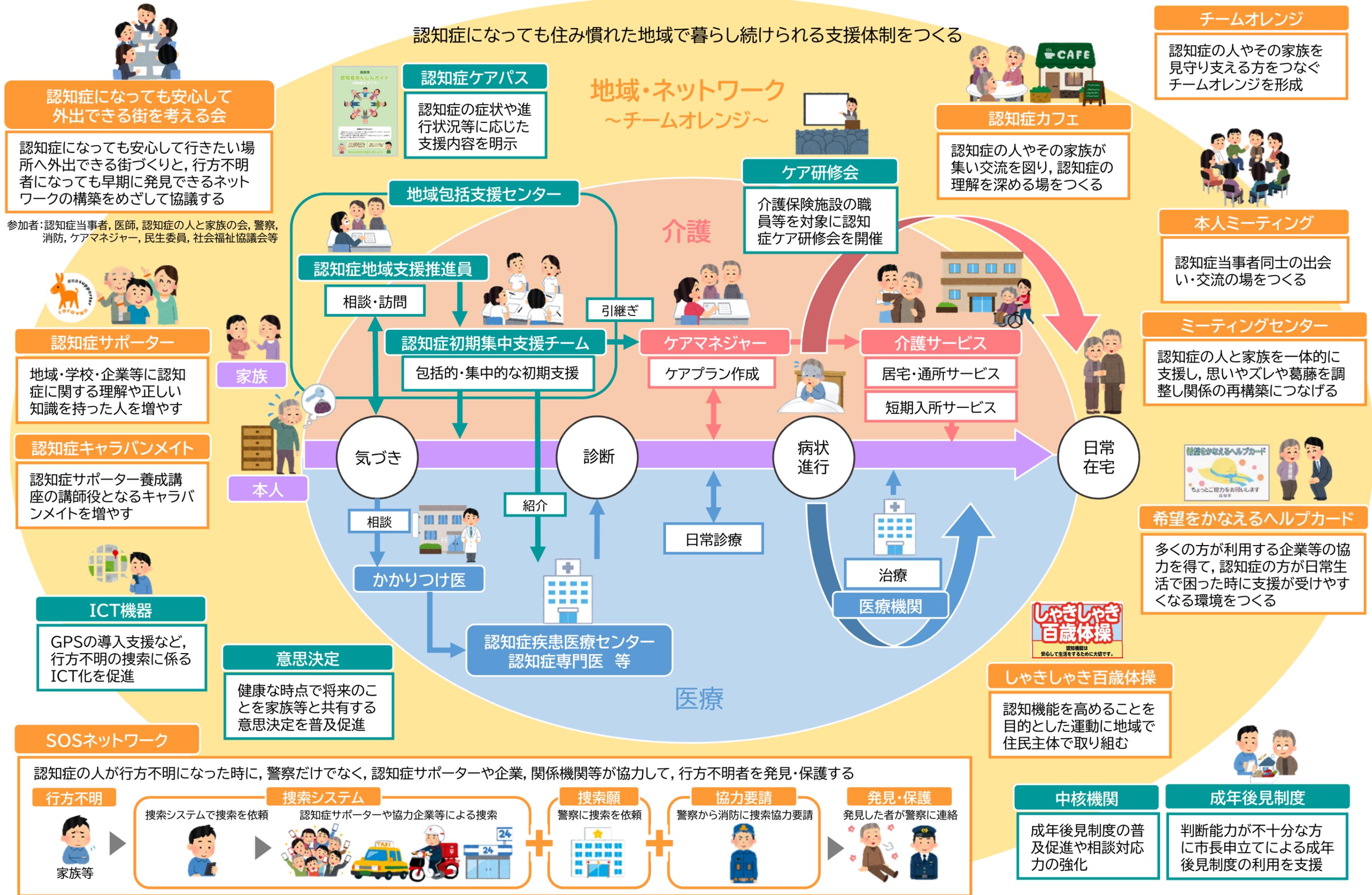


<事業等スケジュール>

事業内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座	継続		
認知症サポーターステップアップ研修	継続		
認知症ケアパスの普及促進	普及促進・必要に応じ見直し		
認知症当事者による本人発信支援	実施		
認知症地域支援推進員の配置	配置		
認知症初期集中支援の充実	継続		
認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催	継続		
認知症の人と家族への一体的支援事業	運用開始	継続	
気軽に集い交流する場づくりの推進	継続		
「チームオレンジ」の形成	実施		
認知症の人や家族を支援するSOSネットワークの体制の充実	検証	運用開始	
希望をかなえるヘルプカードの利用促進	普及啓発	見直し	継続
若年性認知症の人への支援	継続		

高知市の認知症支援体制イメージ

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制をつくる



2-3 重度の要介護状態になっても安心して暮らし続けられる支援

医療と介護の両方が必要な状態になっても、人生の最期まで、本人の望む自分らしい暮らしを安心して続けられるためには、本人が望む生活や医療、ケアなどについて考え、家族や支援者などの身近な人と話し合い、共有しておくことが重要です。そのために、在宅療養や在宅看取り等に関する情報提供を行うとともに、「ACP(人生会議)」の普及に取り組みます。

医療と介護の関係機関が連携して、切れ目なく支援することで、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができることをめざします。また、実現に向けては、本人の望む暮らしや医療、ケアについて確認しながら、その思いを尊重して、本人の持つ力を最大限生かすよう支援することが重要です。そのため、在宅療養を支える各専門職種が、日常の療養場面や急変時、入退院時、看取りの時の場面に応じて、他職種とスムーズな連携を図ることができるよう支援します。

<事業等内容>

※全事業〔地域共生社会推進課〕

在宅医療・介護連携の推進	
【継続】高知市在宅医療・介護連携推進委員会*の開催	本市の在宅医療・介護連携を進めていくため、高知市在宅医療・介護連携推進委員会を開催し、課題解決に取り組みます。年に1~2回開催の委員会以外に、ワーキンググループを開催し、具体的な対策を検討の上、実施します。
【継続】医療・介護関係者の相談対応とコーディネート	高知市在宅医療介護支援センター*が、医療・介護関係者から在宅医療・介護連携に関する相談を受け、支援します。
【継続】地域の医療・介護サービス資源の情報収集・提供	関係者や市民が容易に社会資源の把握ができるよう、「Licoネット」の運用を行い、関係者や市民に周知します。
【継続】在宅医療・介護関係者への研修(多職種連携・在宅療養・在宅看取り等)	高知市在宅医療介護支援センターが主催で、在宅医療・介護連携に携わる専門職を対象に「高知市在宅医療・介護連携推進のための多職種研修会」を定期的で開催します。
【拡充】在宅医療・介護連携の仕組みづくり	介護が必要な人の情報を、入退院時に医療・介護関係者が互いに引き継ぎ、共有するための「入・退院時の引継ぎルール*」について、定期的に点検する協議の場を開催し、医療・介護関係者が顔の見える関係を作り、より効果的な連携方法等を検討します。また、日常の療養場面や急変時、看取りの時の場面に応じて、医療と介護がスムーズに連携できる仕組みについて検討します。
【拡充】市民への啓発(在宅療養・在宅看取り等)	在宅療養や在宅看取りについて、高知市在宅医療介護支援センターと連携し、それぞれのニーズに合った多様な内容の出前講座をさらに増やします。その他、ライフステージに応じた啓発を実施します。



【新規】ACP(人生会議)の普及	本人が望む生活や医療, ケアなどについて考え, 家族や支援者などの身近な人と話し合い, 共有する機会を持つことができるよう, 「知っちょいてノート*」の活用等を通して, ACP(人生会議)の普及に努めます。
------------------	---

<指標・目標>

指標名		現状(第8期)	目標(第9期)
ACP(人生会議)について 「自分が望む医療やケアなどについて, 家族などの身近な人と話し合っている(又は話し合ったことがある)」人の割合		28.2% 【令和5年度】	35% 【令和8年度】
自宅や施設での最期を希望する人のうち, 希望する場所での最期を「実現できる」と思う人の割合		22.3% 【令和5年度】	30% 【令和8年度】
入・退院時の引継ぎについて 退院時の医療機関からケアマネジャーへの紙面引継ぎ		70% 【令和4年度】	80% 【令和8年度】
「知っちょいてノート」の活用率	ケアマネジャー	—	50% 【令和8年度】
	訪問看護ステーション	—	70% 【令和8年度】

<事業等スケジュール>

事業内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高知市在宅医療・介護連携推進委員会の開催	継続		
医療・介護関係者の相談対応とコーディネート	継続		
地域の医療・介護サービス資源の情報収集・提供	継続		
在宅医療・介護関係者への研修	継続		
在宅医療・介護連携の仕組みづくり	継続		
市民への啓発	拡充		
ACP(人生会議)の普及	継続		

2-4 安心して暮らし続けられるための権利を守る支援

少子高齢化が進み、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加することが想定されているため、高齢者の生命、財産等の権利を守る支援が重要となります。

加齢による衰えや判断能力の低下があっても、望む生活を実現するため、健康で判断能力が衰える前に将来のことを考え、どのような生活を送りたいか、どのような支援を受けたいかといったことを家族や支援者等と共有しておくことが必要です。

このような状況を踏まえ、本市では令和4年度に「高知市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度に関する広報や市民への啓発、意思決定支援、相談対応力の強化、成年後見制度を利用促進するためのコーディネート役を担う「中核機関」を設置しました。

また、現在、高齢者の虐待件数の増加や、それぞれの世帯が抱える課題が複雑化しており、関係機関と連携した支援についても重要であるため、高齢者虐待等を予防するネットワーク構築に向けた取組を継続して行います。

<事業等内容>

●権利擁護の利用促進 [基幹型地域包括支援センター]	
【継続】成年後見制度の利用支援	頼れる家族等がおらず、判断能力が不十分となった低所得の高齢者に対して、成年後見制度に関する市長審判請求*の申立て(以下「市長申立て」という。)による支援を行います。
【継続】成年後見制度の利用促進	中核機関において、出前講座や成年後見セミナーの開催等により、市民に後見制度を周知し、制度の利用促進に取り組めます。
【継続】中核機関の設置・運営支援	中核機関と協働し、成年後見制度の利用促進、高齢者の権利擁護支援に取り組めます。 また、成年後見制度を正しく理解することで、必要な方が相談につながるよう支援するとともに、成年後見制度の利用促進のため市民後見人の育成や活動を支援します。
【新規】意思決定支援の普及促進	加齢による衰えや、認知症等による判断力低下があっても、望む生活の実現のため、健康な時点で将来のことを考え、その内容を家族や支援者と共有しておくために、意思決定支援を普及促進します。
●高齢者虐待の早期発見・支援	
【継続】高知市高齢者・障害者虐待予防ネットワーク会議による連携・強化 [基幹型地域包括支援センター]	高知市高齢者・障害者虐待予防ネットワーク会議を開催し、関係機関や専門機関と連携し高齢者虐待等に対する対応や支援の在り方、虐待予防の周知及び啓発活動等に関して協議を行い、より良い支援となるよう取り組みます。

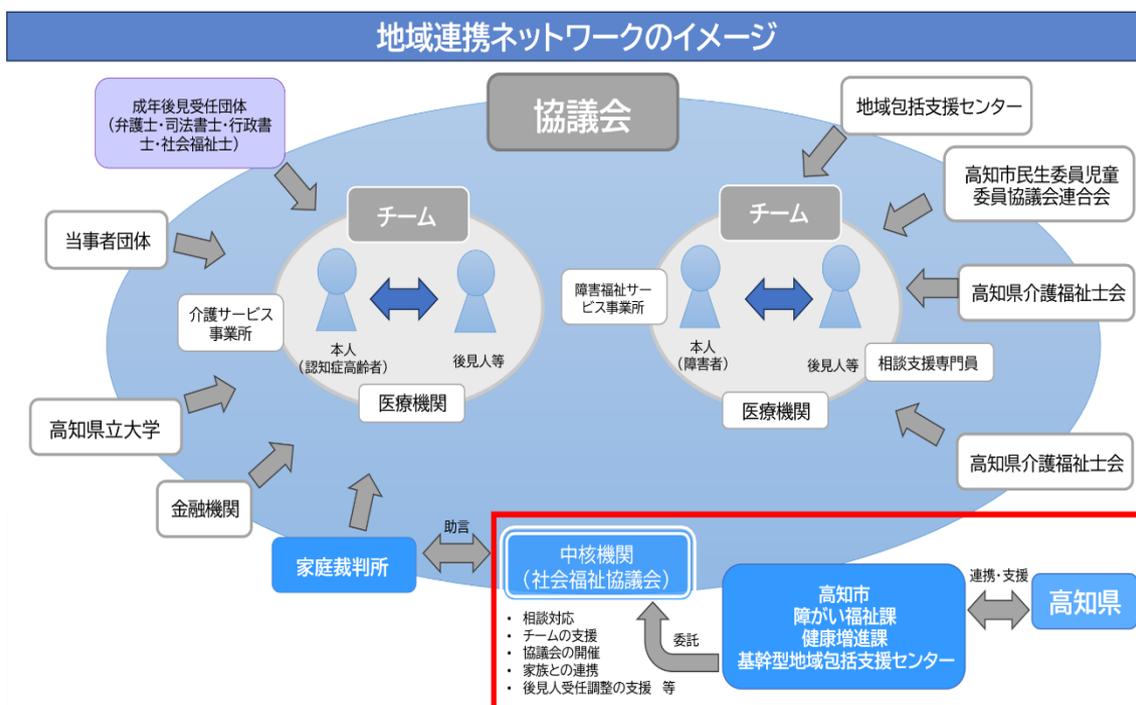


【継続】養護老人ホームへの措置〔高齢者支援課〕	家庭内の事情等の理由により在宅での生活が困難と判断される高齢者について、養護老人ホームへの措置入所を行うことで、高齢者の生活を支援します。
-------------------------	---

<指標・目標>

指標名	現状（第8期）	目標（第9期）
市民後見人養成講座の開催	-	1回以上/年
意思決定支援に関する啓発	1回 【令和5年3月末時点】	60回/年

●地域連携ネットワークのイメージ



<事業等スケジュール>

事業内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度の利用支援	継続		
成年後見制度の利用促進	成年後見制度利用促進計画に基づき実施		
中核機関の設置・運営支援	継続		
意思決定支援の普及促進	企画検討	実施	
高知市高齢者・障害者虐待予防ネットワーク会議による連携・強化	継続		
養護老人ホームへの措置	継続		



2-5 災害時等でも安心して暮らし続けられる支援

大規模な災害時には、行政による早期の個別対応は困難となります。

そのため、特に、避難行動要支援者*等の自力での避難が困難な人が速やかに避難するためには、行政の取組と併せて、住民同士で声を掛け合い、互いに助け合う地域の力が必要不可欠です。本市では、平成26年12月に、取組の全体像を示す「高知市避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)*」を策定するとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、地域への名簿提供を順次行い、名簿を活用した個別避難計画の作成や防災訓練を実施してきました。今後も、地域と行政と福祉事業者が連携しながら、協働して事業を進めていきます。

また、実効性の高い避難支援等のためには、住民同士の日頃からの見守りや支え合いなどが重要です。地域の自主防災組織*等と連携し、情報交換や活動の連携、協力体制の構築を進めます。

そのほか、津波から人命を守るため津波避難ビル*等の緊急避難場所のさらなる確保を図るとともに、守った命をつなぐための避難先となる、福祉避難所*の確保・充実並びに備蓄物資の整備などについて、引き続き、取組を進めていきます。

高齢者が災害時等でも安心して暮らすためには、新型コロナウイルス感染症等の対策も重要です。今後も、事業所に対して感染防止の周知に取り組みます。

<事業等内容>

【継続】避難行動要支援者対策事業〔地域防災推進課〕	「高知市避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)」に基づき、個別避難計画の策定や防災訓練を行うなど、災害時における避難支援や安否確認等を円滑に行える体制の構築を推進します。
【継続】福祉避難所整備事業費補助金〔健康福祉総務課〕	さらなる福祉避難所の確保とともに、備蓄物資の整備に取り組みます。
【継続】自主防災組織育成強化事業〔地域防災推進課〕	自主防災組織の結成を促進するとともに、さらなる自主防災組織の活動継続・育成強化を推進します。
【継続】津波防災対策事業〔防災政策課・地域防災推進課〕	津波避難ビル等の緊急避難場所について、さらなる確保をめざすとともに、緊急避難場所における必要物資の整備にも取り組みます。
【継続】災害時緊急対応ショートステイ*事業〔基幹型地域包括支援センター〕	災害時に民間事業所におけるショートステイ*を利用し、高齢者の受入れを行います。
【継続】介護事業者を対象に非常災害時の対応に関する研修会の開催〔介護保険課〕	非常災害発生時の具体的な対応方法等の周知啓発のため、介護保険事業者を対象とした研修会を定期的で開催します。

【継続】介護事業者への新型コロナウイルス感染症等対策の啓発 〔介護保険課〕	介護事業者に対し、新型コロナウイルス感染症等の防止や発症時の対応方法等について、周知啓発を行います。
--	--

<事業等スケジュール>

事業内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
避難行動要支援者対策事業	継続		
福祉避難所整備事業費補助金	継続		
自主防災組織育成強化事業	継続		
津波防災対策事業	継続		
災害時緊急対応ショートステイ事業	継続		
介護事業者を対象に非常災害時の対応に関する研修会の開催	継続		
介護事業者への新型コロナウイルス感染症等対策の啓発	継続		



第3節 住み慣れた地域で暮らし続けられる

**暮らしに不安を持つ高齢者・家族等の生活を支える
施策の推進（住環境・公共交通など）**

高齢化が進展する中で、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。住み慣れた地域で、必要な介護・医療を受けながら、安心して暮らすことができる住まいの確保や、公共空間や交通のバリアフリー化を図ることが、重要な課題となっています。

3-1 多様な暮らし方の支援

高齢化が進展する中、暮らしに不安を感じる独居高齢者や高齢者世帯が増加しています。加齢や疾患により日常の生活動作に不自由が出てきたり、病気により障がいが残ったときには、住み慣れた家の改造等、住環境整備を行うことにより、在宅生活の継続が可能になるとともに、介護者の負担軽減にもつながります。

また、独居高齢者や高齢者世帯が賃貸住宅を借りようとした際に、断られる事例や保証人が見つからない事例等があります。そういった状況の中、平成29年4月から、住宅確保要配慮者*に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が改正され、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度が始まりました。

今後、高齢者が多様な暮らし方を選択できるよう、住宅分野及び福祉分野が連携して施策を実施します。

<事業等内容>

【継続】住宅改造助成事業 〔高齢者支援課〕	日常生活に介護を要する高齢者が、住み慣れた住宅で安心して健やかに生活が送れるよう住宅改造費用を助成します。
【継続】住宅アドバイザー制度 〔高齢者支援課〕	住宅改造を必要とする要介護状態の高齢者に対し、福祉住環境コーディネーター*等の専門知識を有する者が助言するとともに、現地調査、改造プラン（案）作成等を行います。
【継続】高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者支援課〕	高齢者が自立して安全で快適な生活ができるよう、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）*や地域優良賃貸住宅の入居者を対象に生活支援員を派遣し、①生活相談及び生活指導、②安否確認、③一時的な家事援助、④緊急時の対応、⑤関係機関等との連絡、⑥日常生活上必要な援助を行い、高齢者の見守りを進めます。
【継続】サービス付き高齢者向け住宅登録制度〔住宅政策課・高齢者支援課・介護保険課〕	事業者からの定期報告や関係課による立入調査等を通して、ハード・ソフト面での適切な管理運営や質的向上を図るとともに、サービス内容や入居費用等について適切な情報提供を行います。
【継続】住宅型有料老人ホーム届出〔高齢者支援課〕	有料老人ホームに当たる施設の情報を把握し、法令に基づく届出に適切に対応します。
【継続】公営住宅制度（特定目的住宅*）〔住宅政策課〕	市営住宅の再編や建て替えにあたっては、バリアフリー化や高齢単身者向け住戸の確保を進めます。また、高齢者が日常生活を安心して過ごせるように、指定管理者による見守り支援やシルバーハウジング事業を実施します。
【継続】住宅セーフティネット制度〔住宅政策課〕	高齢者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにするため、セーフティネット住宅の登録を促進するとともに、高知県居住支援協議会*の取組に参画しながら居住支援の充実を図ります。



<p>【継続】地域優良賃貸住宅推進事業（旧高齢者向け優良賃貸住宅）〔住宅政策課〕</p>	<p>高齢者世帯に低廉で良質な住宅を提供するため、地域優良賃貸住宅（旧高齢者向け優良賃貸住宅）の家賃補助を行います。</p>
--	--

<事業等スケジュール>

事業内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改造助成事業	継続		
住宅アドバイザー制度	継続		
高齢者住宅等安心確保事業	継続		
サービス付き高齢者向け住宅登録制度	継続		
住宅型有料老人ホーム届出	継続		
公営住宅制度（特定目的住宅）	継続		
住宅セーフティネット制度	継続		
地域優良賃貸住宅推進事業（旧高齢者向け優良賃貸住宅）	継続		

3-2 暮らしの中で受けられる介護サービスの充実

介護サービスは高齢者の自立支援と重度化防止に資することが求められており、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、効率的・効果的な質の高い介護を受けられるようにすることが必要です。

介護に要する国全体の費用は大きく増加しており、介護保険創設時である平成12年度の総費用額3.6兆円に対し、令和4年度はその約3倍の11.2兆円となり過去最高を更新しました。令和7年以降の人口構造の変化も見据えつつ、本市介護保険の安定性・持続可能性を高める取組も重要です。

国の動向も注視しながら、本市の実情に応じた各種介護保険サービスを整備します。

<事業等内容>

※全事業〔介護保険課〕

●地域密着型サービスの整備	
【継続】定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護の整備	<p>重度者を含む要介護高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、在宅生活を支える利便性の高いサービスの整備を行います。</p> <p>また、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を行います。</p> <p>そのほか、認知症高齢者の介護を支援するためのサービスとして、認知症対応型の共同生活介護及び通所介護（共用型）の整備を行います。</p>
●施設サービス等の整備	
【継続】特定施設入居者生活介護の整備	<p>要介護（要支援）高齢者等が入居できる介護施設としての役割が期待される特定施設入居者生活介護について、有料老人ホーム等からの転換による整備を行います。</p>

なお、具体的な整備数・整備スケジュール等は、第9期介護保険事業計画で定めるとおりです。



3-3 公共空間や交通のバリアフリー化

公共空間や交通のバリアフリー化のためには、行政だけではなく市民や事業者の理解と協力が不可欠です。またバリアフリーに関して、年々市民の意識が高まっています。

本市では、一定の要件を満たす公共的施設(特定施設)について、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例(平成9年施行)」に基づき、整備内容を審査し、高齢者や障がい者に配慮した設計をするだけでなく、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが安全かつ快適に利用できる施設整備がなされるよう指導及び助言を行い、整備基準に適合した建築物等には適合証を交付しています。

交通に関しては、高知市交通バリアフリー基本構想*(平成15年4月策定)に基づく高知市交通バリアフリー道路特定事業計画(平成16年度策定)の整備進捗率は98.8%(令和5年度末)となっています。

公共交通については、令和4年3月に策定した「高知市地域公共交通計画*」に基づき、全ての人々が利用できる公共交通環境の形成をめざしています。ハード面では低床の電車やバスの導入促進、ソフト面では、電停やバス停の表示を大きくしたり、多言語化などにも努めています。過疎化、高齢化が進む都市周辺部において、「デマンド型乗合タクシー」を運行することにより、利用者の自宅近くでの乗降が可能となることや、便数が増えることなど、これまでの路線バスと比べ利便性が向上しています。

今後も、高齢者の地域生活を支えるため、公共空間や交通のバリアフリー化を進めていきます。

<事業等内容>

【継続】高知県ひとにやさしいまちづくり条例審査等〔障がい福祉課〕	ひとにやさしいまちづくりについて、特定施設の整備が適切に行われるよう、今後も、事業者と計画段階での事前協議を行う等の普及・啓発に努めます。
【継続】高知市交通バリアフリー基本構想〔都市計画課〕	バリアフリー新法*(平成18年12月施行)では、基本構想を策定できることとなっていますが、旧法(交通バリアフリー法*)に基づく高知市交通バリアフリー道路特定事業計画による道路整備を優先的に進めていく必要があり、新法に基づく基本構想については、整備状況を見ながら検討します。
【継続】高知市交通バリアフリー道路特定事業〔道路整備課〕	計画の早期完了に向けて、今後も地元調整や予算確保に努め、快適かつ安全な移動が確保できるよう進めます。
【継続】高知市地域公共交通計画〔交通戦略課〕	公共交通については、都市部では低床バスや低床電車の導入促進に努めます。過疎化、高齢化が進む都市周辺部(鏡, 土佐山, 久重, 行川, 円行寺, 春野, 長浜, 御豊瀬, 浦戸地区, 布師田・大津・三里地域)は、「デマンド型乗合タクシー」を継続運行します。

<事業等スケジュール>

事業内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高知県ひとにやさしいまちづくり条例審査等	継続		
高知市交通バリアフリー基本構想	継続		
高知市交通バリアフリー道路特定事業	継続		
高知市地域公共交通計画	継続		



第4節 介護や看護に従事する人たちが誇りとやりがいを持って働き続けられる

介護事業所・従事者の質の向上、労働環境の整備促進

介護や看護に従事する人たちが誇りとやりがいを持って働き続けることは、介護事業所・従業者の質の向上につながり、これは、高齢者の自分らしく自立した地域生活の営みに大きく寄与します。

このため、今後ますます重要となる自立に向けたケアプラン作成のためのケアマネジメントなどの研修や助言、各介護事業所の適切な運営のための指導などを通じて介護事業所の質の向上を図ります。

また、生産年齢人口が減少し続け、介護人材の確保が厳しくなる中で、離職率も上昇傾向にあるため、新規の人材確保と離職を防止するソフト面の取組を行うことで、介護職への定着を支援し、介護人材の確保に取り組めます。

4-1 事業所の質の向上

高齢者が地域でいきいきと暮らし続けるためには、本人の望む生活について把握し、ニーズに応じた支援を行うことが重要です。

しかしながら、本人の望む生活は多種多様であり、制度利用による画一的な支援では、十分な対応ができないことが考えられます。

こういった状況に対応し、より良い支援としていくためには、ケアマネジャー等支援者のケアマネジメント力の向上が必要であり、そのため関係機関と連携し、ケアマネジャーのキャリアアップの支援や効果的・効率的な研修の体系化や共通のアセスメント*ツールの普及促進に取り組みます。また、介護従事者のケアの質の向上に向けた研修会等に取り組みます。

<事業等内容>

●ケアマネジメント力の向上	
【新規】介護支援専門員のキャリアアップ支援〔基幹型地域包括支援センター〕	<p>介護支援専門員のスキルや能力を向上させ、より高度な責任や役割を果たせるようにすることを目的とした「高知市介護支援専門員キャリアラダーモデル」の活用を普及促進します。</p> <p>キャリアに応じた取組や目標を設定するとともに、上司や主任介護支援専門員等による面談や評価を受けることで、自身の能力や、強みや弱みを把握し、今後どのように自己研鑽していくかを考え取り組む等、介護支援専門員のキャリアアップを支援します。</p>
【拡充】ケアマネジメント研修の開催及び研修の体系化〔基幹型地域包括支援センター〕	<p>介護支援専門員の資質向上や「高知市介護支援専門員キャリアラダーモデル」に基づく研修を開催します。</p> <p>また、介護支援専門員の効果的・効率的な研修を支援するため、関係機関と協議し、各機関が別々に行っている介護支援専門員向けの研修を一元管理するとともに、「高知市介護支援専門員キャリアラダーモデル」に基づき、計画的に自身の階層に応じた研修を選び受講することができる仕組みづくりを推進します。</p>
【拡充】支援者間の情報共有及び目標や考え方の共有に向けた共通ルール、共通ツールづくり〔基幹型地域包括支援センター〕	<p>アセスメントの方法が統一されることで、支援者間同士で共通の理解が図れるとともに、ケアマネジメントの実践とケアプランの作成に必要な情報収集と課題分析を効率よく行うことができます。</p> <p>そのため、適切なケアマネジメントに必要な利用者の身体的、精神的、社会的な情報等の標準項目の設定や課題分析の方法を統一し、共通ルール化した「高知市共通アセスメントシート」の活用を普及促進することで、介護支援専門員のアセスメント力の向上に取り組みます</p>
【継続】事業所向け研修会の開催〔介護保険課〕	<p>事務の簡素化や、効率的な事業運営に関する情報などを事業者へ伝達するための研修会を定期的で開催します。</p>



●施設ケアの資質向上 〔基幹型地域包括支援センター・介護保険課〕	
【新規】介護保険施設等のケア向上支援	介護保険施設等の職員を対象に,介護の基礎知識や理論・技術の習得,ケアの実践を目的とした研修会を開催し,介護事業所のケア向上に向けて支援していきます。

<指標・目標>

指標名	現状(第8期)	目標(第9期)
キャリアラダーに取り組む介護支援専門員数	27.4% 【令和5年1月時点】	80% 【令和8年度末】
アセスメントツール活用事業所数	0% 【令和5年度】	居宅介護支援事業所数の 80% 【令和8年度末】
ケアマネジメント力向上のための研修体系作成	—	作成 【令和8年度末】

<事業等スケジュール>

事業内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護支援専門員のケアマネジメント力向上支援	継続		
ケアマネジメント研修の開催及び研修の体系化	検討		試行・再検討
支援者間の情報共有及び目標や考え方の共有に向けた共通ルール,共通ツールづくり	継続		
事業所向け研修会の開催	継続		
介護保険施設等のケア向上支援	継続		

4-2 事業所の職場環境の改善支援

高知県では、令和7年に550人の介護人材が不足すると推計（令和2年度時点）しており、中長期にわたって安定した介護人材の確保が必要です。

令和元年の介護従事者は、採用者数2,100人に対し離職者数3,140人（うち事業所間転職1,090人）と離職者が多いのが現状です。このため本市では、SNSを活用した情報サービスの提供や、介護人材確保に向けた取組である「こうち介護カフェ事業」等を継続します。

また、新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、感染拡大の防止や事業所及び利用者の安全確保のため、事業所に対して感染防止の周知に取り組みます。

<事業等内容>

※全事業〔介護保険課〕

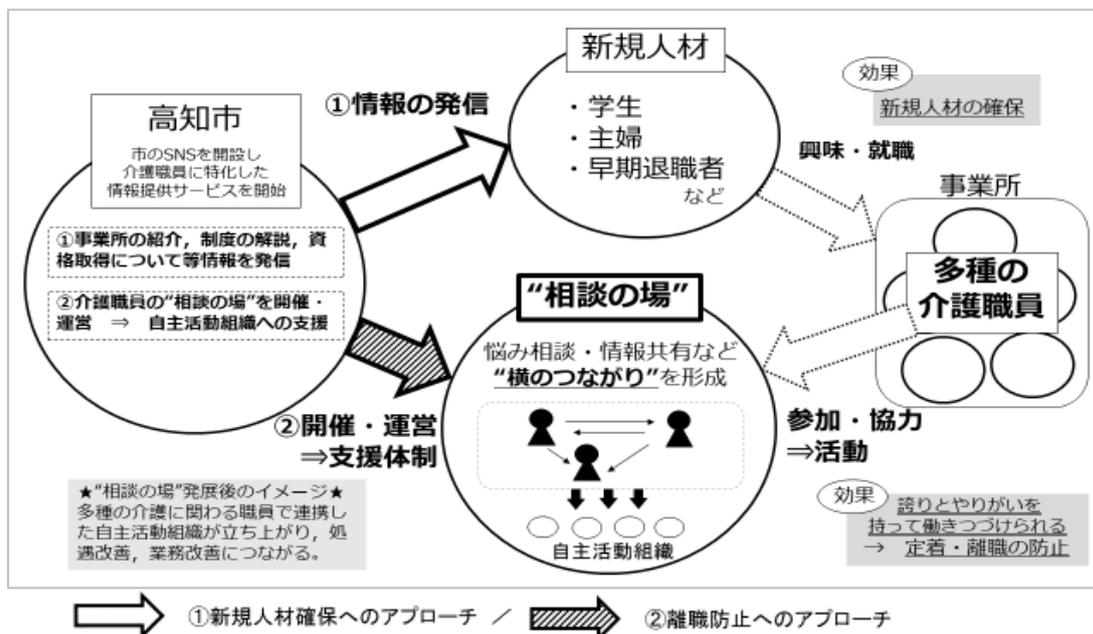
●事業所の業務・職場環境改善に向けた仕組みづくり	
【継続】介護事業所認証評価制度*への支援	高知県の取組である「介護事業所認証評価制度」を広報・周知などの面で支援します。
【継続】介護事業者の事務負担の軽減	申請書等に添付する書類の簡素化や提出方法の見直し等を行い、事業者の事務負担の軽減につながるよう支援します。
●介護人材の確保に向けた取組	
【拡充】こうち介護カフェ事業（こうち介護カフェの開催、SNSを活用した情報サービスの提供、介護現場のイメージアップ等に関する啓発）	介護保険課で開設しているSNSや介護に関するイベント等において、介護職員や一般の市民の方に対して介護に関する情報を発信します。事業所の取組なども発信し、介護に興味を抱くきっかけを作ります。 また、介護に関わる多種の職員の悩み相談・情報共有など、“横のつながり”をつくるための場として、こうち介護カフェを定期的に開催します。 さらに、こうち介護カフェでできた“つながり”から、多種の職員が連携し、自主的な活動組織が立ち上がるよう支援します。
【新規】高知県及び近隣市町との介護人材確保等についての連携	介護人材確保の課題や取組等について、高知県及び近隣市町と定期的に協議し、行政機関としての介護人材の確保に連携して取り組んでいきます。

（再掲）

【継続】介護事業者への新型コロナウイルス感染症等対策の啓発	介護事業者に対し、新型コロナウイルス感染症等の防止や発症時の対応方法等について、周知啓発を行います。
【継続】事業者向け研修会の開催	事務の簡素化や、効率的な事業運営に関する情報などを事業者に伝達するための研修会を定期的に開催します。



●介護人材の確保に向けた取組（参考図）



<指標・目標>

指標名	現状（第8期）	目標（第9期）
「こうち介護カフェ」実施回数	2回 【令和5年度（9月末時点）】	4回以上 【各年度】
「こうち介護カフェ」参加者数	241名 【令和5年度（9月末時点）】	100名以上 【各年度】

<事業等スケジュール>

事業内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護事業所認証評価制度への支援	継続		
介護事業者の事務負担の軽減	継続		
こうち介護カフェ事業	拡充		
高知県及び近隣市町との介護人材確保等についての連携	実施		
介護事業者への新型コロナウイルス感染症等対策の啓発	継続		
事業者向け研修会の開催	継続		

第5節 多様なサービスを効果的に受けられる

保険者によるマネジメント機能の強化・推進

近年では、高齢者のニーズも多様化しており、一人ひとりの生活ニーズに応じた多様なサービスの創設が必要となってきています。

また、持続可能な介護保険制度のためにも保険者として市民や支援者が、高齢者の自立支援についての方向性や考え方を共有し、多様なサービスを効果的に受けることができるよう、関係機関での共通ルールやツールづくりに取り組み、支援者間の意思疎通を図ることをめざします。

現在本市においては、地域包括支援センターを14か所（委託・直営）、基幹型地域包括支援センターを1か所設置し、総合相談事業や地域における個別の支援活動を行っていますが、今後地域における地域包括ケアシステムの構築に向け地域包括支援センターとしての役割を果たすことができるよう、さらに体制を強化していく必要があります。

国の進める「見える化」システムを活用した情報共有や地域分析を行い、介護給付について適正に運用されているかどうか確認するための適正化事業の結果も踏まえ、保険者機能を強化し、施策を効率的、効果的に取り組むことが求められています。



5-1 多様な主体との考え方や方向性の共有

全国的に少子高齢化が進み、本市においても高齢化率が30%を超える状況となり、支え手は減少する等、今後、高齢者を取り巻く環境は大きく変わっていくことが考えられます。

また、介護保険サービスを担う人員も減少し、公的な制度だけでの対応が困難な状況になることが予想されるため、地域での支え合い活動等の互助活動の活性化が望まれます。

このため、「支える側」「支えられる側」という関係を越え、地域での支え合い活動を促進するため、講習会等の啓発活動に取り組みます。

地域内の関係機関や市役所内の関係部局とさらなる連携体制を構築し、それぞれの地域において細やかな相談支援や地域の実情に応じた活動を実施することなどにより、地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

令和2年に構築したLicoネットを活用し、介護保険サービス事業所や集いの場、ボランティア団体等の地域の多様な社会資源の情報を提供していきます。

<事業等内容>

●地域共生社会の実現 [地域共生社会推進課]	
【継続】地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施	<p>高齢者のみではなく、障がい者や子どもなどに関する相談を受けた際には、関係機関に適切につなげる等、包括的な支援体制づくりを進めます。また、相談等を通して把握した地域課題について、障がいや子ども・子育ての分野等とも連携し、地域での居場所づくりなどに取り組みます。</p> <p>このような取組を通して、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。</p>
●情報の共有化の推進 [地域共生社会推進課]	
【継続】社会資源情報の把握と関係機関での情報共有	<p>社会資源情報の把握と関係機関での情報共有を行うためのシステム「Licoネット」の運用を行い、市民への周知を行います。</p>
●自立支援の理解促進 [基幹型地域包括支援センター]	
【拡充】自立支援・介護予防の理解促進	<p>高齢者を取り巻く環境や介護予防の重要性等について、出前講座「あなたに届けたい」等による啓発や、地域共生社会の実現に向けた取組についての講習会を市民向けに広く開催します。</p>

<指標・目標>

指標名	現状(第8期)	目標(第9期)
自立支援・介護予防に関する啓発回数	54回 【令和5年9月末時点】	270回 【3年間】

<事業等スケジュール>

事業内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施	継続		
社会資源情報の把握と関係機関での情報共有	継続		
自立支援・介護予防の理解促進	拡充		



5-2 地域包括支援センターの機能強化

本市の地域包括支援センターの体制は、本市直営の基幹型と委託・直営による14か所の地域包括支援センターにより構成しており、各担当地域での支援活動等を実施しています。また、各地域包括支援センターに、令和5年度から生活支援コーディネーターと介護支援専門員を配置できることとしており、さらなる体制強化を進めます。

<事業等内容>

※全事業〔基幹型地域包括支援センター〕

●地域包括支援センターの強化	
【継続】地域支援体制の構築	各地域包括支援センターが実施している自立支援型地域ケア会議等により個別課題から地域課題を把握し、その他の事業との連動性を意識しながら、それぞれの地域に必要な支援体制の構築を進めます。また、生活支援コーディネーターを中心に既存の会議体やネットワークを活用しながら、関係機関と連携して課題解決に向けて検討します。
【拡充】地域包括支援センター体制強化	地域における活動強化のため、各地域包括支援センターへ専従の生活支援コーディネーターと介護支援専門員の配置を進めます。
【継続】地域包括支援センターの評価及び運営協議会の開催	地域包括支援センターの活動について、国の評価指標に基づき評価するとともに、高知市地域包括支援センター運営協議会において意見交換を行い、公平性及び中立性を保った運営に努めます。

<指標・目標>

指標名	現状(第8期)	目標(第9期)
自立支援型地域ケア会議開催数	126回【令和5年9月末時点】/3年間	252回【3年間】
生活支援コーディネーター(専従)の配置	5人【令和5年9月末時点】	14人【令和8年度末】
介護支援専門員の配置	2人【令和5年9月末時点】	14人【令和8年度末】

<事業等スケジュール>

事業内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援体制の構築	拡充		
地域包括支援センター体制強化	拡充		
地域包括支援センターの評価及び運営協議会の開催	評価の実施		
	継続		

5-3 地域分析に基づく保険者機能の強化

地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保の観点から、介護保険施策を推進する保険者自らが、地域をマネジメントする機能の強化が求められています。

そのためのツールとして、他の保険者との地域間比較や好事例の把握等が可能な「見える化」システムを活用し、本市の現状分析だけでなく、計画期間中の定期的な進捗状況の確認等、効果的な事業となるよう見直し等を行います。

また、介護給付を必要とする人を適切に認定し、過不足のないサービスを事業者が提供する観点から、高知県や他団体とも連携しながら、本市の適正化事業を推進していきます。

<事業等内容>

●「見える化」システムを活用した情報共有・地域分析の促進 [介護保険課]	
【継続】他市町村と比較した現状の分析と活用	本市の人口、高齢化率、世帯構成、認定率等の現状分析に当たり、「見える化」システムを活用します。主に中核市平均値との比較により分析を行い、本計画等への反映及び事業の達成状況等を確認します。 また、第6期介護給付適正化計画*の確認に活用し、効果的な適正化事業を推進します。
●介護給付等に要する費用に係る適正化事業の実施	
【継続】要介護認定の適正化〔介護保険課〕	要介護認定調査の事後点検を実施し、記入漏れや、調査項目の選択と特記事項との整合性を確認します。また、介護認定審査会前には、主治医意見書と調査票の整合性を確認し、相違がある場合は、介護認定審査会に伝えます。 厚生労働省の要介護認定適正化事業*を利用し、調査項目ごとに全国値との隔たりがないか分析し、調査の平準化を行います。併せて、一次判定から二次判定の軽重度変更率について、全国平均との比較検討を行うとともに、合議体間格差についても分析し、理由等を検証します。
【継続】ケアプラン等の点検〔基幹型地域包括支援センター・介護保険課〕	高知市内にある居宅介護事業所に勤務する介護支援専門員が作成するケアプランについて、「自立支援に資するケアマネジメント」となるようアドバイスするとともに、支援内容等を確認し、より良いケアマネジメントを行うために必要な研修や支援について検討を進めます。 <住宅改修> 施工前に、受給者の状態に即した適切な改修であるかを申請書類や写真等で確認します。また必要性が確認できない場合は、訪問調査等を行います。同様に、施工後も写真等の確認及び状況により訪問調査等を行い、適切な内容であるかを確認します。 <福祉用具購入・貸与> 身体状況や利用状況から福祉用具の必要性や、適切な値段であるかを申請書類や実績等にて確認します。また、状況によってはヒアリングや訪問調査を行い、適切な内容であるかを確認します。



<p>【継続】縦覧点検・医療情報との突合〔介護保険課〕</p>	<p><縦覧点検> サービスを受給されている人ごとに、複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、サービスの整合性等の点検及び事業所への問い合わせ、過誤*処理業務を、国民健康保健団体連合会（以下「国保連合会」という。）へ委託して行います（一部は保険者で実施）。</p> <p><医療情報との突合> 医療と介護の重複請求の排除等を目的とし、給付日数やサービスの整合性の点検及び事業所への問い合わせ、過誤処理業務を、国保連合会へ委託して行います。</p>
<p>【継続】介護給付費通知の送付〔介護保険課〕</p>	<p>適切な介護保険サービスの利用と提供の普及・啓発を目的とし、サービスを受給されている人へ、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等に関する通知を年2回、送付します。</p>
<p>【継続】適正化に関するシステムの活用〔介護保険課〕</p>	<p>国保連合会等の適正化システムによって出力される給付実績のデータを活用し、事業者への照会やヒアリングにより算定根拠等の確認を行います。不適切な場合は、過誤調整や改善への指導等を行います。</p>
<p>【継続】指導監査等の効果的な実施〔指導監査課・介護保険課〕</p>	<p>寄せられた苦情・告発等により提供された情報等に基づき、適正な保険給付となっているか疑わしい事例について、書面で状況等が確認できない場合は、運営指導又は監査を行います。</p> <p>また、適正化システム等による情報を活用し、適正なサービス提供や質の確保を目的とした事業者対象の集団指導等を随時実施することで、事業者と適正化事業の目的を共有し、協働して取り組んでいきます。</p>

<指標・目標>

●「見える化」システムを活用した情報共有・地域分析の促進		
他市町村と比較した現状の分析と活用		
指標名	現状（第8期）	目標（第9期）
「見える化」システムを活用した、事業の達成状況確認の実施回数	1回以上【各年度】 ※高知県に報告	1回以上【各年度】 ※高知県に報告予定

●介護給付等に要する費用に係る適正化事業の実施		
要介護認定の適正化		
指標名	現状（第8期）	目標（第9期）
事後点検実施率（直営分・委託分）	100%【各年度】	100%【各年度】
分析と対策検討の実施回数	1回【各年度】	1回【各年度】

ケアプラン等の点検		
指標名	現状(第8期)	目標(第9期)
指定居宅介護支援事業所のケアプラン点検実施率	100%【各年度】	100%【各年度】
ヒアリングを実施したケアプラン点検での指摘事項改善率	-	80%【各年度】
住宅改修:書類点検と訪問調査(必要時)の実施率	施工前・後ともに100%【各年度】	施工前・後ともに100%【各年度】
福祉用具購入・貸与(軽度者):書類点検と訪問調査(必要時)の実施率	購入後・貸与前 100%【各年度】	購入後・貸与前 100%【各年度】

縦覧点検・医療情報との突合		
指標名	現状(第8期)	目標(第9期)
縦覧点検の実施率	100%【各年度】	100%【各年度】
医療情報との突合の実施率	100%【各年度】	100%【各年度】

介護給付費通知の送付		
指標名	現状(第8期)	目標(第9期)
介護給付費通知の送付回数	1回 【令和5年度(9月末時点)】	2回 【各年度】

適正化に関するシステムの活用		
指標名	現状(第8期)	目標(第9期)
国保連合会システムからの出力帳票の活用回数	一部実施 【各年度】	1回以上 【各年度】
事業者等への照会,ヒアリングの実施回数	1回 【令和5年度(9月末時点)】	2回以上 【各年度】

指導監査等の効果的な実施		
指標名	現状(第8期)	目標(第9期)
対象事業所への実地調査実施率	90% 【各年度】	100% 【各年度】
集団指導等の実施回数	期中に1回	1回以上 【各年度】



※他保険者（中核市）との乖離から適正化事業の状況を把握するため、「見える化」システムを用い、高齢化の影響を排除した下記3指標（調整済み指標）を確認します。

指標名	現状（高知市）	現状（中核市平均）
調整済み認定率	19.4% 【令和4年度】	19.7% 【令和4年度】
在宅サービスの調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額	11,102円 【令和3年度】	11,899円 【令和3年度】
施設及び居住系サービスの調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額	9,535円 【令和3年度】	9,311円 【令和3年度】

<事業等スケジュール>

事業内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
●「見える化」システムを活用した情報共有・地域分析の促進			
他市町村と比較した現状の分析と活用	継続		
●介護給付等に要する費用に係る適正化事業の実施			
要介護認定の適正化	継続		
ケアプラン等の点検	継続		
縦覧点検・医療情報との突合	継続		
介護給付費通知の送付	実施（年2回）	実施（年2回）	実施（年2回）
適正化に関するシステムの活用	継続		
指導監査等の効果的な実施	継続		